



## イギリス: 禁止行為

- HFE法は、以下の行為の実施を禁止している。

- ① ヒト胚以外の生きた胚、そして、ヒト配偶子以外の生きた配偶子を女性の体内に移植すること( § 3(2))
- ② **原始線条の出現後の胚を保管又は利用**すること( § 3(3))、
- ③ 胚を動物へ移植すること( § 3(3))、
- ④ 規則によって胚の保管又は利用が禁じられている状況で、胚を保管又は利用すること( § 3(3))、
- ⑤ 胚の細胞核を、人体、胚又は胚がその後発育したものから取り除かれた核と置換すること( § 3(3))、
- ⑥ 規則によって特定又は決定される場合を除き、細胞が胚の一部を形成する間に細胞の遺伝的構造を改変すること(HFE法附則2パラグラフ3(4))

→①～⑤の実施者は、10年以下の禁固又は罰金、若しくは併科